

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 6 月23日

【会社名】 東邦化学工業株式会社

【英訳名】 TOHO CHEMICAL INDUSTRY COMPANY , LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中崎 龍雄

【本店の所在の場所】 東京都中央区明石町 6 番 4 号

【電話番号】 03-5550-3737

【事務連絡者氏名】 執行役員総務本部長 北林 勝巳

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区明石町 6 番 4 号

【電話番号】 03-5550-3737

【事務連絡者氏名】 執行役員総務本部長 北林 勝巳

【縦覧に供する場所】 東邦化学工業株式会社大阪支店
(大阪市中央区南船場 1 丁目17番 9 号)

東邦化学工業株式会社名古屋支店
(名古屋市中区錦 1 丁目10番27号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

当社は、2022年6月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金15円 総額319,920,150円

ロ 効力発生日

2022年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

以下のように変更する。

(下線は変更箇所を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第18条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、中崎龍雄、永岡幹人、脇田雅元、中野憲一、下田晴久、池田亮、川崎正一、川越弘三の8氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並

びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	182,267	69	0	(注)1	可決 85.47
第2号議案 定款一部変更の件	182,246	90		(注)2	可決 85.46
第3号議案 取締役8名選任の件					
中崎 龍雄	181,025	1,310			可決 84.88
永岡 幹人	181,992	343			可決 85.34
脇田 雅元	181,970	365			可決 85.33
中野 憲一	181,992	343		(注)3	可決 85.34
下田 晴久	181,992	343			可決 85.34
池田 亮	181,996	339			可決 85.34
川崎 正一	182,118	217			可決 85.40
川越 弘三	182,069	266			可決 85.37

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。